諮問番号：令和元年度諮問第５１号

答申番号：令和２年度答申第１５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年１１月２１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく不支給決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求書、反論書及び令和２年６月１８日に実施した口頭意見陳述を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

（１）介護保険法（平成９年法律第１２３号）の指定取消処分が効力を生じるのは平成２８年１１月３０日とされているから、それまでは指定介護機関の取扱いをすることになる。

（２）本事業所では、適正な介護券に基づいて介護扶助を行っている。平成２６年１１月の指定当時の違法の有無は、平成２８年１０月及び１１月の不支給の理由とはならない。介護保険法における指定取消処分の効果は、指定時に遡及しない。

（３）過去の介護報酬支給分の返還命令と、平成２８年１０月及び１１月分の介護報酬請求が適切か否かは別問題であり、理由とはならない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件事業所の指定取消しに伴う不正請求の認定について

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所（以下「本件事業所１」という。）と、居宅介護支援事業を行う事業所（以下「本件事業所２」という。）は、介護保険法に基づく監査において、指定時以降の全期間について、法令違反や基準違反が認められるとして、介護保険法に基づく指定が取り消され、本件事業所１については指定時以降請求し受領した介護給付費の全額について、本件事業所２については指定時以降減算請求等を行わず受領した介護給付費について、不正に請求し、受領したものと認められたものである。

（２）法に基づく処分について

処分庁は、前記（１）の不正請求の認定を受け、法第７８条第２項及び生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成１２年３月３１日社援第８２５号厚生省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）に照らし、支払済の介護の給付に要する費用については法第７８条に基づき徴収するとともに、未支払分の介護の給付に要する費用については不支給とする本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、介護保険法に基づく不正請求の認定等を不服として、大阪府介護保険審査会に対し審査請求を提起していたところ、令和元年１１月７日をもってその請求は棄却された。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分の前提となる不正請求の認定に違法又は不当な点が認められない限りにおいて、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

なお、理由付記について、審査請求人は具体的な記載がなく理由提示義務違反である旨主張しているが、本件処分に係る通知書には、処分の原因となる内容や理由等について、名宛人が具体的に了知できる程度に示されていることから、本件処分に係る理由提示は適正に行われていると認められる。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年３月１９日　　諮問書の受領

令和２年３月３０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１３日

口頭意見陳述申立期限：４月１３日

令和２年４月１０日　　審査請求人の口頭意見陳述申立書の受領

令和２年５月１４日　　第１回審議

令和２年５月２８日　　第２回審議

令和２年６月１８日　　口頭意見陳述の実施及び第３回審議

令和２年７月　３日　　第４回審議

令和２年７月２８日　　第５回審議

令和２年８月２０日　　第６回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第５４条の２第２項は、「介護機関について、別表第２の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。」と定めている。

また、同条第３項は、「前項の規定により第１項の指定を受けたものとみなされた別表第２の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。」と定めている。

また、別表第２は、次のとおり定めている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| その事業として居宅介護を行う者（後略） | 介護保険法第４１条第１項本文の指定 | （前略）同法第７７条第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第４１条第１項本文の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |
| その事業として居宅介護支援計画を作成する者 | 介護保険法第４６条第１項の指定 | （前略）同法第８４条第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第４６条第１項の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |
| その事業として介護予防を行う者（後略） | 介護保険法第５３条第１項本文の指定 | （前略）同法第１１５条の９第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第５３条第１項本文の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |

（２）法第７８条第２項は、「偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

（３）局長通知の第８の３（３）は、指定介護機関に対する検査後の経済上の措置として、

「ア　（前略）検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、（中略）当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置すること。

イ　不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があったが、未だその介護の報酬の支払いが行われていないときは、（中略）すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを控除させるよう措置すること。

ウ　指定の取消しの処分を行った場合（中略）には、原則として、法第７８条第２項の規定により返還額に１００分の４０を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。」

と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年１０月２０日付けで、審査請求人は、処分庁から、介護保険法により、本件事業所１について訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所として、平成２６年１１月１日を始期とする指定を受けた。

この指定に伴い、本件事業所１は、法第５４条の２第２項の規定により、同日付けで、同条第１項の指定を受けたものとみなされた。

（２）平成２８年１０月３１日付けで、処分庁は、本件事業所１について、前記（１）の介護保険法による指定を取り消した。

この取消しに伴い、前記（１）の法による指定は、法第５４条の２第３項の規定により、その効力を失った。

介護保険法による指定取消の通知書には、次のとおり記載がある。

「２　指定を取り消す理由

〇〇〇が実施した監査において、指定時以降の全期間について、次のとおり違反事実があった。

（訪問介護）

・不正の手段による申請により指定を受けたこと（法第７７条第１項第９号）

平成２６年１１月１日付けの指定を受けるため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕に勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けた。

・介護給付費の不正請求（法第７７条第１項第６号）

少なくとも１０４名の利用者について、訪問介護計画を作成せずにサービス提供を行ない、介護給付費を不正に請求し、受領した。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕の従業者でない者等少なくとも２５名にサービス提供を行わせていた。

・法令違反（法第７７条第１項第１０号）

タイムカードや書類等を近隣にある株式会社〇〇〇〇〇〇〇〔審査請求人〕が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず、不適切な運営が常態化していた。

（介護予防訪問介護）

訪問介護事業所と一体的に運営されており、上記と同様の基準違反が認められる（法第１１５条の９第１項第５号、第１１５条の９第１項第８号、第１１５条の９第１項第９号）。

３　指定取消年月日

平成２８年１１月３０日」

（３）平成２８年１１月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件事業所１に係る平成２８年１０月審査分及び同年１１月審査分の介護扶助費を不支給とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、不支給とする理由として次のとおり記載がある。

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕に勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者とする事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い平成２６年１１月１日付けの指定を受け、事業を実施したことから、本件各請求（平成２８年１０月審査分及び同年１１月審査分）は、生活保護法第５４条の２第４項及び第５項において準用する同法第５３条にある「指定介護機関」の請求ということはできず、法の要件を欠く不適法な請求であるため。

加えて、「偽りその他不正な行為」に基づく支払に対しては、事後的に徴収することができる旨が規定（生活保護法第７８条第２項）されていることから、サービス費の支払を受けるには法律上の原因の存在が前提になっていると解されるところ、本件各請求は、指定時の事情に鑑み、いずれも支払うべき法律上の原因がないため。」

（４）平成２８年１１月３０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）指定の取消しについて

本件事業所１は、法第５４条の２第３項の規定により、介護保険法による指定の取消しがあったことにより、法に基づく指定についてもその効力が失われたものである。審査請求人は、〇〇〇長に対して、介護保険法に基づく指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所の指定取消処分及び指定居宅介護支援の指定取消処分（以下「介護保険指定取消処分」という。）の取消しを求める審査請求を提起していたが、令和元年１１月１３日付けで審査請求を棄却する裁決が行われている。そして、審査請求人は、介護保険指定取消処分の取消しを求める訴訟を提起し係争中であるが、本審査会の答申時点において、審査請求人から介護保険指定取消処分が取り消されたとの主張はない。また、諮問書の添付資料からは、介護保険指定取消処分に重大明白な瑕疵があり無効であることをうかがわせるような事情もみられない。したがって、介護保険指定取消処分はその効力を有しており、法に基づく指定についてもその効力が失われたものと認められる。

（２）不支給決定について

審査請求人は、適正な介護券に基づいて介護扶助を行っており、遡って指定の効力が失われるものではないと主張する。

前記２（２）の介護保険法による指定取消通知に記載のとおり、本件事業所１では、審査請求人が、勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けたことや、タイムカードや書類等を近隣にある審査請求人が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また、従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず不適切な運営が常態化していたことが認められる。

そして、不正の手段による申請により指定を受けたという、指定当初からの瑕疵を理由に介護保険法の指定が取り消されたことから、法の指定は、その始期に遡り効力を失ったのである。

これらの事情を考慮し、平成２８年１０月審査分及び同年１１月審査分の請求については、支払うべき法律上の原因がないものと解し、法の要件を欠く不適法な請求であるとした処分庁の判断は妥当である。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子